

平成 27 年

第 4 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 4 月 28 日 (火) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第4回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告8 専第2号	専決処分の報告について 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要 綱の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 8

専決処分の報告について

専第 2 号 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、  
教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3  
条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

平成 27 年 4 月 28 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 2 号

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する  
要綱の制定について

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定するものとする。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

平成 27 年 4 月 10 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

## 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成19年赤穂市教育委員会訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前項に規定するもの」を「教育委員会は、預かり保育料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、年間預かり保育料を決定し、又は変更したときは、預かり保育料決定通知書（様式第2号の2）又は預かり保育料変更決定通知書（様式第2号の3）により保護者に通知しなければならない。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様

赤穂市教育委員会

## 預かり保育料決定通知書

幼稚園預かり保育料を次のとおり決定しましたので通知いたします。

児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日 生
幼 稚 園 名	
預かり保育料(月額)	円 ( )
適 用 期 間	年 月から
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に赤穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>さらに、当該異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、赤穂市教育委員会を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立ての決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立ての決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

赤穂市教育委員会 こども育成課  
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地  
TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

様

赤穂市教育委員会

### 預かり保育料変更決定通知書

幼稚園預かり保育料を次のとおり変更しましたので通知いたします。

児童の氏名及び 生 年 月 日			年 月 日 生
幼 稚 園 名			
預かり保育料(月額)	変 更 前	円 ( )	
	変 更 後	円 ( )	
変 更 適 用 月	年 月 から		
変 更 理 由			
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に赤穂市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>さらに、当該異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、赤穂市教育委員会を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立ての決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立ての決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

赤穂市教育委員会 こども育成課  
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地  
TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

付 則  
この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。



その他

問題行動、いじめ・不登校の問題について

赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不  
当である事件に該当するため非公開